

質問事項		選択式回答	記述式回答
経済動向			
1	<p>'2015年1月中旬から下旬にかけての経済状況について、関連する業界、地域等の現状やご自身の知見・経験等を踏まえ、3か月前(2014年10月中旬から下旬)と比べて良くなっているか、悪くなっているか選んでいただき、その理由をデータや具体的な事例とともに300字以内でご記入ください。その際、前年との違い等お気づきの点があれば併せてご記入下さい。</p>	悪くなっている	<p>企業の業況判断や鉱工業生産、貿易収支など、一部の指標は改善しているものの、足もとの経済状況は良くなっているとはいえない。雇用情勢は、有効求人倍率1.1倍を超える高い水準で推移しているが、パートと新卒を除けば1.0倍を下回っており、若年層の完全失業率も6.4%と依然高水準である。実質賃金は17ヶ月連続で前年から減少し、物価上昇の影響が家計を直撃しており、国民生活は厳しい状況が続いている。労働者派遣法の改正や労働時間規制の緩和などは、働く者の安心・安定を阻害し、経済の好循環を阻害するものである。ディーセントな雇用、適正な賃金分配を起点に分厚い中間層を復活させるとともに、社会保障を充実・強化し、格差是正とくらしの底上げ・底支えを前進させることで国内消費拡大につなげ、確実に経済の好循環を実現させることが必要である。</p>
デフレ脱却・経済の好循環の継続に向けた取組			
2-1	<p>「経済財政諮問会議における今後の課題について」(平成26年12月27日経済財政諮問会議 甘利経済財政政策担当大臣提出資料)をご覧ください、特に強化・加速すべきとお考えになる取組について具体的なご意見がございましたら500字以内でご記入ください。</p>	-	<p>第一に、経済の好循環実現のためにすべての労働者の賃金の引上げが急務である。特に、日々の生活を支える月例賃金の引上げが重要であり、企業規模間や雇用形態間などの格差是正を同時に進めることが求められる。そのため、個別労使交渉システムが及ばない中小、零細企業においても適正な分配を前提とした賃上げを促すことができるよう、最低賃金の引上げに加え、公契約条例制定の拡大を含む公正取引の実現などが必要である。第二に、誰もが安心して子どもを産み、育てられるよう、4月からの子ども・子育て新制度を着実に施行する必要がある。そのために、保育士等の給与改善や職員配置の改善、放課後児童クラブの質の改善など、幼児教育・保育の「量的拡充」と「質的改善」を実現するため、1兆円超の更なる財源確保が必要である。第三に、財政健全化の基本的枠組みについて、社会保障と税の一体改革の着実な推進を通じて自動安定化機能を強化し、景気循環の影響を受けにくい財政構造を構築することが必要である。また、補正予算、特別会計も含めた年度予算全体のなかでの財政規律を厳格化し、中期の財政計画のなかで年間の公債発行や歳出の上限を設けるなど、財政運営のルール化が必要である。</p>
2-2	<p>質問2-1でご提案いただいた取組について、その背景となる具体的な事例やモデルがあればご紹介ください。</p>	-	<p>質問2-1で記載した公契約条例の具体例について、別添のとおり紹介する。</p>

○すべての労働者の底上げ実現による地域活性化に向けた公契約基本法、公契約条例の必要性

すべての労働者の賃金の底上げによる地域活性化を通じた経済の好循環実現に向けて、公契約（公共工事、サービス、物の調達など）に関する基本法を制定し、その中で公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を定める必要がある。

公共工事の工事費の積算に用いるために国土交通省が毎年設定する公共工事設計労務単価は、近年低下傾向にあった建設労働者の賃金実態やそれに伴う技能労働者不足、社会保険への加入徹底などの観点から、平成 26 年は全国（全職種）平均で前年比 7.1%増の 16,190 円（1 日 8 時間当たり）となったが、重層的な下請構造となっている環境下においては末端の労働者の賃金にまで反映されていない実態にある。こうしたことから、地域（地方自治体）においては公契約条例を制定し、最低限の報酬額を定めることで公契約の下で働く労働者の適正な処遇の確保やダンピング受注を防ぎ、適正に事業を行っている事業者を保護するとともに、質の高い公共サービスを提供することで地域全体の福祉向上につなげる必要がある。

労働条項の定めのある公契約条例を制定している自治体

	自治体	条例制定	条例施行
1	千葉県・野田市	2009 年 9 月	2010 年 4 月
2	神奈川県・川崎市	2010 年 12 月	2011 年 4 月
3	東京都・多摩市	2011 年 12 月	2012 年 4 月
4	神奈川県・相模原市	2011 年 12 月	2012 年 4 月
5	東京都・国分寺市	2012 年 6 月	2012 年 12 月
6	東京都・渋谷区	2012 年 6 月	2013 年 1 月
7	神奈川県・厚木市	2012 年 12 月	2013 年 4 月
8	東京都・足立区	2013 年 9 月	2014 年 4 月
9	福岡県・直方市	2013 年 12 月	2014 年 4 月
10	東京都・千代田区	2014 年 3 月	2014 年 10 月
11	兵庫県・三木市	2014 年 3 月	2014 年 7 月
12	東京都・世田谷区	2014 年 9 月	2015 年 4 月予定
13	埼玉県・草加市	2014 年 9 月	2015 年 4 月予定
14	高知県・高知市	2014 年 9 月※	2015 年 10 月予定

※高知市は 2012 年 4 月に施行されている「公共調達基本条例」について、労働条項を記載した内容に改定し、名称も「公共調達条例」に変更された。